

大分大学医学部附属病院血液浄化センター細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-23号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定により、大分大学医学部附属病院血液浄化センター（以下「センター」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(血液浄化センター長)

第2条 血液浄化センター長（以下「センター長」という。）は、センターの業務を総括し、職員を指揮監督する。

2 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(血液浄化センター副センター長)

第3条 血液浄化センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、病院長の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する副センター長がその職務を代行する。

2 副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの運営及び業務の企画に関すること。
- (2) 各診療科との調整に関すること。
- (3) その他センターに関すること。

(運営会議)

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、血液浄化センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 呼吸器・感染症内科，内分泌・糖尿病内科，膠原病内科，腎臓内科，脳神経内科，消化器内科，循環器内科，血液内科及び腫瘍内科の副科長又は医局長のうち若干人
- (4) 消化器外科，呼吸器外科，小児外科，乳腺外科及び心臓血管外科の副科長又は医局長のうち若干人
- (5) 小児科の副科長又は医局長
- (6) 高度救命救急センター長又は高度救命救急センター副センター長
- (7) 臨床医学系講座の教員 1人
- (8) 看護部長
- (9) 担当看護師長
- (10) その他センター長が必要と認める者

3 前項第3号から第7号まで及び第10号の委員は、病院長が指名する。

4 第2項第3号から第7号まで及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

7 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

8 運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

9 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決する

ところによる。

- 10 委員が、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該委員が指名した代理の者を会議に出席させることができる。
- 11 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 12 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第5条第2項第3号から第7号まで及び第10号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院人工透析部運営内規(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成24年医学部附属病院細則第4-7号)

この細則は、平成24年10月24日から施行する。

附 則(平成25年医学部附属病院細則第4-4号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年医学部附属病院細則第4-21号)

この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年医学部附属病院細則第4-5号)

この細則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成28年医学部附属病院細則第1-6号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(令和2年医学部附属病院細則第4-9号)

この細則は、令和2年7月9日から施行する。

附 則(令和3年医学部附属病院細則第4-10号)

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和5年医学部附属病院細則第4-3号)

この細則は、令和5年9月1日から施行する。